

第 1 章 報酬・費用弁償

つがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例

平成 1 1 年 4 月 1 日
条 例 第 1 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 9 2 条において準用する同法第 2 0 3 条第 4 項及び第 2 0 3 条の 2 第 5 項の規定に基づき、つがる西北五広域連合の特別職の職にある者で次に掲げるもの（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の額並びにその支給方法に関して、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 広域連合長
- (2) 副広域連合長
- (3) 議会の議員
- (4) 選挙管理委員会委員（法第 1 8 9 条第 3 項の規定により出務した補充員を含む。以下同じ。
- (5) 監査委員
- (6) 顧問
- (7) 情報公開・個人情報保護審査会委員
- (8) 病院事業運営審議会委員
- (9) 行政不服審査会委員
- (1 0) 廃棄物処理施設整備検討委員会委員

一部改正〔平成 1 8 年 4 号・1 9 年 1 号・2 0 年 1 号・2 3 年 5 号・2 4 年 1 2 号・2 8 年 1 号・令和 6 年 1 7 号〕

(報酬)

第 2 条 前条第 3 号から第 1 0 号までに掲げる職にある者がその職務に従事したときは、別表第 1 に定める額の報酬を支給する。

一部改正〔平成 1 8 年 4 号・2 0 年 1 号・2 8 年 1 号・令和 6 年 1 7 号〕

(支給方法)

第 3 条 報酬を年額で支給する特別職の職員が、年の中でその職務に就いたときはその就任の月から、退職又は死亡等により特別職の職員でなくなったときはその月まで、月割計算により報酬を支給する。

- 2 報酬は、年額で支給するものにあつては、毎年 3 月に支給する。ただし、年の中でその職務に就いたときは、そのとき支給する。
- 3 報酬を月額で支給する特別職の職員が、新たに職員になったときはその月から、退職又は死亡等により特別職の職員でなくなったときはその月まで報酬を支給する。
- 4 報酬を月額で支給するものにあつては、その支給日はつがる西北五広域連合職員の例による。
- 5 第 1 条第 4 号、第 5 号、第 7 号から第 1 0 号までに掲げる職にある者の報酬等の支給

については、出務の日数に応じその都度支給する。

一部改正〔平成18年4号・20年1号・28年1号・令和6年17号〕

（費用弁償）

第4条 特別職の職員がその職務のために旅行（次項及び第3項に規定する場合を除く。）したときは、内国旅行については別表第2により、外国旅行については五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（平成17年五所川原市条例第41号。以下「旅費条例」という。）第11条及び第12条の規定を準用し、その費用を弁償する。

一部改正〔平成17年8号〕

2 次の各号に該当するときは、別表第2に掲げる額の日当を費用弁償として支給する。

（1）議会の議員が、議会の会議に出席したとき

（2）選挙管理委員又は監査委員が、議会の会議に出席したとき

3 前項各号のいずれかに該当する者には旅行の行程が4キロメートル以上の場合に限り鉄道運賃又は車賃の実費額を、及びその者の属する機関の長がその職務に従事した時間の都合上宿泊を要すると認めたときの宿泊料については別表第2に定める宿泊料の額の範囲内の実費額を費用弁償として支給する。

（委任）

第5条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第8号）

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

附 則（平成18年条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 前項の規定にかかわらず、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされた収入役の在職中に限り、改正後のつがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例は適用せず、改正前のつがる西北五広域連合特別職の職員の報酬等に関する条例はなおその効力を有する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第5号）

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第1号）

この条例は、法の施行の日から施行する。

附 則（令和6年12月4日条例第17号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 2 条関係）

区 分	報 酬 の 額
議会の議員	年額 36,000 円
選挙管理委員会委員	日額 11,000 円
監査委員	日額 11,000 円
顧問	月額 500,000 円
情報公開・個人情報 保護審査会委員	日額 5,700 円
病院事業運営審議会 委員	日額 5,700 円
行政不服審査会委員	日額 5,700 円
廃棄物処理施設整備 検討委員会委員	識見を有する者 日額 9,800 円
	広域連合関係市町の長が推薦する者 日額 5,700 円

一部改正〔平成 18 年 4 号・20 年 1 号・24 年 12 号・28 年 1 号・令和 6 年 17 号〕

別表第 2（第 4 条関係）

区 分	日 当 (1 日につ き)	宿 泊 料 (一夜につき)		食 卓 料 (一夜につ つき)	鉄道賃	船 賃	車 賃
		甲 地 方	乙 地 方				
広域連合長 議会の議員 副広域連合長 選挙管理委員会 委員 監査委員 顧問 情報公開・個人 情報保護審査会 委員 病院事業運営 審議会委員 行政不服審査会 委員 廃棄物処理施設 整備検討委員会委	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円	旅費条例の規定 に準ずる。		

備考

- 1 宿泊料の欄中甲地方とは、県外の地域をいい、乙地方とは、県内の地域をいう。
- 2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

一部改正〔平成 18 年 4 号・19 年 1 号・20 年 1 号・23 年 5 号・24 年 12 号・28 年 1 号・令和 6 年
17 号〕